

アフリカ豚コレラ侵入防止 海外旅行時の注意

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmEIMkY2OCUyRjMyMTMwNyUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVtdHIIM0QIMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cGFzc3dvcmQIM0QIMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2cGFnZSUzRDEIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnJvdYUzRDEwJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

(以下、機械翻訳などによる仮訳)

農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス)は昨年、中国でアフリカ豚コレラ(ASF)が発生(2018年8月)した後、今年に入り、モンゴル・ベトナム・カンボジア・ミャンマー・ラオスに続き、フィリピンでも発生が確認されており、海外旅行の際には、次の注意事項を遵守し、国内にASFが侵入しないよう協力を要請した。

○まず、海外旅行時にASF発生国で養豚農場等畜産施設を訪問したり、家畜と接触したりしないよう注意すること。

○第2に、海外旅行時、外国で畜産物を購入し、韓国へ携帯した場合は、必ず検疫機関に申告すること。

*携帯畜産物未申告時に科せられる罰則金の基準(2019年6月1日施行)

- 1回目 100万ウォン(約9万円)、2回目 300万ウォン(約27万円)、3回目以降 500万ウォン(約45万円)

ASF発生国から携帯された豚肉や豚肉製品の場合は、1回目 500万ウォン(約45万円)/2回目 750万ウォン(約68万円)/3回目以降 1000万ウォン(約90万円)

- 外国人が罰則金未納の場合、再入国禁止や滞在期間審査強化などの制裁がある

**罰則金適用事例(6月1日以降):18件(韓国人4件、中国人6件、ウズベキスタン人3件、カンボジア人2件、タイ人、モンゴル人、フィリピン人、各1件)

○第3に、畜産関係者は、ASF発生国訪問を自制し、やむを得ず訪問した場合は畜産施設に立ち入らないこと。

○第4に、畜産関係者は、やむを得ずASF発生国を訪問した場合、入境前に必ず動物検疫機関に申告すること。併せて、帰国時に検疫機関による消毒措置と防疫案内を受け、帰国後5日以上は農場に立ち入らないようにして、旅行時に着用した衣服を必ず洗濯・消毒すること。

□農食品部は、秋夕(チュソク:韓国の祝日)連休期間中、海外旅行者が増加すると予想し、特別検疫期間(9月1日~30日)を設けている。

○全国の空港で一斉広報を行い、旅行者の携帯品検査を強化している。